

令和元年第4回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和元年12月17日午前8時58分、第4回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 議案第73号

指定管理者の指定について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第74号

町道路線の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第76号

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第77号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第5 議案第78号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第6 議案第79号

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第7 議案第80号

設楽町使用料条例等の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第8 議案第81号

設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第9 議案第82号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第10 議案第86号

令和元年度設楽町一般会計補正予算(第5号)

(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)

日程第11 議案第87号

令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

(文教厚生委員長報告)

日程第12 議案第88号

令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第13 議案第89号

令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第14 議案第90号

令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)

(文教厚生委員長報告)

日程第15 請願第2号

現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める意見書の採択を求める請願書

(総務建設委員長報告)

日程第16 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第17 報告第14号

専決処分の報告について

- (追加)
- 日程第 18 報告第 15 号
専決処分の報告について
- (追加)
- 日程第 19 議案第 91 号
工事請負契約の変更について
- (追加)
- 日程第 20 議案第 92 号
工事請負契約の変更について
- (追加)
- 日程第 21 議案第 93 号
令和元年度設楽町一般会計補正予算 (第 6 号)
- (追加)
- 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- (追加)
- 日程第 23 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- (追加)

会 議 録

開会 午前 8 時 58 分

議長 おはようございます。定刻より若干早いですが、全員おそろいですので会議を行いたいと思います。ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達していますので、令和元年第 4 回設楽町議会定例会(第 2 日)を開会します。

これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 みなさんおはようございます。12 月も半ばを過ぎ、今年も残すところ 10 日余りとなりました。本日は、12 月議会定例会最終日にあたりまして、議員各位におかれましては、年の瀬で大変お忙しい中、そして全員の方々のご参集を賜りましてありがとうございました。暖かい日が続いたと思うと、また急に真冬に逆戻りするというようなことで、寒暖の差が大きな日が続いています。去年は、ほとんど雪が降らない一年でしたが、今年も穏やかな年末、年始が迎えられることを願っております。

それでは、町政の近況について、報告いたします。まず、「愛知駅伝」についてでございます。12 月 7 日(土)に、「愛知県市町村対抗駅伝競争大会」が、長久手市の愛・地球博記念公園で開催がされました。本町は、町村の部で、これまでの最高位となる「5 位」という栄誉を達成いたしました。当日は底冷えのする寒い一日でしたが、どの選手もこれまでの練習の成果を十分に発揮され、見事にタスキを繋いでいただいたということで。本当に素晴らしい選手の活躍に、あらためて敬意を表したいと思います。

次に、設楽ダム建設に伴う漁業補償契約の締結について報告します。設楽ダム対策特別委員会でも報告をさせて頂きましたが、先日、国と寒狭川上流漁業協同

組合を始めとする3つの漁協との間で、補償契約が締結されました。私も調印式に同席させていただきましたが、関係者の皆様方には苦渋の決断をされ、その御労苦に敬意を払うものでございます。

次に、「したらダムカレー」についてであります。先週、12月9日から町内7店舗で、「したらダムカレー」の提供が始まりました。マスコミにも取り上げられているところでありまして、今後多くの方々に食していただけることに期待をするところです。またそれぞれの店舗で、趣向を凝らして調理をしていただいていますので、いろいろなかたちで提供がされると思います。町外からもお越しいただいた方たちへのおもてなしにも繋がるよう、今後みんなでPRをしていきたいというふうに思っております。

最後に、民生委員の交代について報告をいたします。本年度は、3年に1度の民生委員・児童委員の改選の年でありまして、12月6日に感謝状授与と委嘱状伝達を行いました。今回は、松戸地区が栄町地区と合流し、また湯谷・大平地区がそれぞれ単独になるなど、区域の変更が行われました。委員の皆さん方は、再任される方が6名、そして新任の方が22名で、そのうち男性が8名、女性が20名という構成であります。会長には、経験年数の長い女性の方が選ばれました。高齢者等が寄り添う本町であります。こうしたことを中心とした活動が多くなると思いますので、町といたしましてもできる限り協力をしていきたいと考えています。

本日は、工事の変更契約に関する専決処分報告2件、変更契約の議案が2件、補正予算1件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程をしました議案と併せまして、慎重審議のうえ適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、議会定例会最終日の審議に先立ちまして、「あいさつ」とさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田（敏） 令和元年第17回議会運営委員会の結果の委員長報告を行います。令和元年第4回定例会第2日の運営について、去る12月12日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会報告15件、委員会の調査報告1件、追加議案は、町長提出5件、継続調査の申出2件です。順次1件ごとに審議しますが、日程第1から日程第15までは委員会付託案件で一括上程します。なお、委員長報告に対する質疑、討論、採決は、それぞれ1件ごとに行います。また追加議案のうち、日程第17と日程第18また日程第19と日程第20はそれぞれ一括上程します。なお、質疑、討論、採決は、それぞれ1件ごとに行います。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

議事に入る前に、議長として報告を致します。

議案第86号 令和元年度設楽町一般会計補正予算（第5号）、議案第87号 令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議案第89号 令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）、議案第90号 令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）の4議案は、システム操作上の誤りにより、各常任委員会付託後に、補正額の二重計上が判明し、議長、総務建設委員長、文教厚生委員長の了解のもと、議案の訂正・差替えを行い、訂正・差替え後

の議案により、委員会で議案審議がされましたことを報告いたします。なお、訂正内容の詳細につきましては、各常任委員会の冒頭で執行部より説明がされておりますので、省略をいたします。

議長 それでは、日程第1、議案第73号「指定管理者の指定について」から、日程第15、請願第2号「現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の採択を求める請願書」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 今泉 おはようございます。それでは第5回総務建設委員会委員長報告を行います。12月5日木曜日、8時57分から10時21分、総務建設委員会を開催しました。出席者は委員6名全員、議会事務局長、執行部からは町長、副町長、総務課長、津具総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、産業課依田補佐（説明員）。付託された議案は9件、請願書1件、その他1件について審議しました。審議の結果を報告します。審査事件1、付託事件（1）議案第73号「指定管理者の指定について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。（2）議案第74号「町道路線の変更について」質疑2件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものとして決しました。質疑内容は2件ありましたので、お手元に配ってあります内容をごらんください。議案（3）第76号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。（4）議案第77号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」質疑3件、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。質疑の内容についてはお手元にありますのでごらんください。（5）議案第78号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑の2件についてはお手元にありますのでごらんください。（6）議案第79号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」質疑3件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑3件についてはお手元にありますのでごらんください。（7）議案第80号「設楽町使用料条例等の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。（8）議案第81号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑内容1件はお手元の表を見て下さい。（9）議案第86号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第5号）〔総務建設委員会所管〕」質疑1件、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。質疑内容1件はお手元の配布したのを見て下さい。（10）請願第2号「現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の採択を求める請願書」賛成少数（1：4）で不採択です。不採択の意見はお手元にあります。2その他、（1）「道の駅清嶺（仮称）について」は質疑3件ありました。これもお手元に配布してありますのでごらんください。

以上です。

3 加藤 令和元年第5回文教厚生委員会委員長報告を行います。お手元の資料をごらんください。12月9日(月)午前8時57分から午前10時11分文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は、委員が6名全員、議長、議会事務局長、執行部は町長、副町長、教育長、以下記載のとおりでございます。付託された議案6件を審議いたしました。審議の結果を報告いたします。審査事件、1付託事件(1)議案第82号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」質疑3件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しました。質疑の内容については減免に関わって3件でしております。ごらんください。(2)議案第86号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第5号)〔文教厚生委員会所管〕」であります。質疑10件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しました。質疑の内容は高齢者安全運転の応援補助金に係わって。それから、個人番号カードの交付に係わる件、それから田口線の車両移転に係わってについてそれぞれ質疑がなされました。ごらんください。(3)議案第87号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しました。(4)議案第88号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しました。(5)議案第89号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。(6)議案第90号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。2その他についてですが、(1)「小中学校適正配置検討委員会のアンケート結果について」説明していただきました。アンケート集計については今後議会の報告をしていく日程であると説明がございました。そこに書かれたような内容で質問がございました。めくっていただいて、質疑応答の内容がそこに書いてあります。ごらんください。それから(2)「歴史民俗資料館(仮称)について」主な質疑については、このような意見の質疑が行われました。このあと、現地視察ということで、現地に行って、もう建屋ができあがっている様子をみながら説明を受けました。現地視察の終了時間は10時54分でございます。以上、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。日程第1、議案第73号から日程第15、請願第2号までの質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第73号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第73号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第74号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第74号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第76号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第76号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第76号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第77号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

10 田中 議案第77号に反対の立場から討論致します。この中で住居手当については、基礎控除額が引上げられるとともに、限度額が千円引き上げられています。国の公務員宿舍家賃改定に伴う国家公務員の住居手当の改定に準ずるものにすぎませんが、町費支出の住居手当の総額が減額になっているように、町職員の収入と生活を圧迫するものになろうとしております。住居手当の改悪は容認できないので本案に、反対いたします。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4 今泉 ただいま反対の意見がありましたが、私は賛成の意見であります。前回の総務建設委員会のほうでありましたとおり、支給額、職員および、全体の中の支給

額は月額 263,300 円、それが 228,800 円となり、現在 16 名おります。そのなかで 13 名が減額し、2 名が増額になって、もう一人の方が変わらないという事になります。このようなふしもありますので、いいと思いますので賛成します。

議長 ほかに討論ありませんか。それではこれで討論を終わります。議案第 77 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 77 号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第 78 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 78 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 78 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 79 号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 79 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 79 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 80 号「設楽町使用料条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

9 田中 今年は消費税導入が強行されてから 31 年目になります。この税金が日本に何をもたらしたか。31 年間の歴史で明らかになったことが三つあります。第一が消費税が社会保障のためでも財政危機打開のためでもなく、大企業と富裕層の減税の穴埋めに使われたということです。それこそが消費税の正体であります。第二に消費税が貧困と格差の拡大に追い打ちをかけているということです。所得の

少ない人ほど重くのしかかる逆進性は、暮らしに困窮する人々にもっとも無慈悲に襲いかかる、最悪の不公平税制です。第三に消費税導入と度重なる増税は、日本経済を成長できない国にしまいました。消費税増税が繰り返された90年代以降、経済は低迷を続けています。今消費税の増収分を全て国民に返し、さらなる経済対策を考えると安倍内閣が言っているのは景気悪化を心配しているからに他なりません。31年の歴史によってその害悪が天下に明らかになった、このような悪税を続けていいのか、今問われています。そのような中での消費税増税を町の使用料等に転嫁しようとするのが、今回の使用料改定条例です。現在のように家庭の実質所得が目減りしている中で、消費税増税に加えてさらに公共料金まで値上げすれば、町民生活と地域経済に大きな影響を与えることは必至です。施設の使用料、利用料に含まれている消費税は、国へ納める必要のない税金です。言ってみれば、町民の活発な活動を支援するために、応援するために消費税を転嫁せず、料金を据え置く選択も可能です。町に財政力があれば、町民へのサービスとして施設を無料で利用してもらうこともあり得ます。町の施設等の使用料、診断手数料などに消費税を転嫁すべきではなく、使用料条例の改定に反対するものであります。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

9 山口 ただいまの条例の一部改正がでてまいりましたが、消費税のほうへとんでいくような。消費税を責める反対意見でありました。それに対して使用条例についてはうんぬんはないかと思しますので、賛成討論といたします。そもそもこれだけ国内の人口が減り、生産的な年齢層が減ってきた、またそれに対していろいろな政党が、あれやれ、これやれという福祉の増大が拡大しております。また国際的な防衛等、国費も増大してる中で、国債ばかりが増えていき、今後将来を見たときに、負債ばかり延びてしまっている現況の中から、8%から10%と2%の消費税の拡大により国内の財政の安定をみながら、福祉に力をいれ、そして国の経済を少しでも立て直し、国際的な競争力をつけたいということで、あたかも急に10%上がったような報道、またいろいろな各党の攻撃がございますが、上がりましたのは2%であり、その2%を有効に使いながら、国内の安定を保っていただきたいと。そのなかで2%は使用料条例のなかに転嫁されるわけでありまして、町内の財政みましても大変厳しい方向に今後向かっていく、そのなかの使用料条例におきます、2%を転嫁していくということで、なんら問題ないと私は思いますので、80号に賛成いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

6 金田（文） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。消費税については、国政の問題ですのでここであれこれいう必要はありませんが、ま、現実社会保障には2割程度しかまわらなかったという調査もでておりますので、そのところは別のところで議論していただきたいと思っております。この使用料については、町内のみなさんの活動、活力を削ぐという理由で値上げは反対をしたいと思います。例えば健康づくり、健康寿命を延ばして欲しい、医療費をかからないようにして欲しいために、健康づくりの活動をしていらっしゃる方々はたくさんいます。特産物振興センター、あるいは津具等、いろんなところでいらっしゃるんですが、それも使用料がかかってくると思います。あるいはスポーツ系の社会体育系の活動をしていらっしゃる方々、あるいは文科系の活動をしていらっしゃる方々、みなこの使用料がかかってくるので、住民の活力を削ぐ、活性化を目指すという事

に逆行する、ということで反対します。使用料は2%上げても上げなくても、町の財政にはそんなに大きく変わらないのではないかと思いますので、値上げには反対です。

議長 次に賛成の討論を許します。

8 土屋 私は賛成の立場で討論いたします。先ほどからのお話にありますように町内だけ見ていまして、将来大変厳しい現状が想定されています。その中で、田中さん言われたとおり、いろんなことが住民のみなさんの思惑通り、お金がかからずにやりたいことはみなできるというような町内の財政力があれば、申し分なくそこを目指して進んでいくわけでありまして、現状として将来をみたときに、負担いただくところはきちんと負担していただく。町民のみなさんの思いがきちんと届けられるような町政にするためにも、私はそういう事が必要だと思っておりますので賛成といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

(討論なし)

議長 これで討論を終わります。議案第80号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第80号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第81号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。

議長 議案第81号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第82号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。

議長 議案第82号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第86号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 一般会計補正予算（第5号）の反対討論を行います。高齢者安全運転装置への補助金は評価できます。しかし、マイナンバー制度の個人カードを大幅に普及させようとするための、事務専用パソコンの購入費、それから歴史民俗資料館（仮称）に田口線車両を輸送するための委託費を計上していることは私は了解できません。マイナンバー制度における個人情報の漏洩や、カードの紛失、盗難といった不祥事が相次いでおり、不安はぬぐえません。しかし、政府はこうした不安にこたえず、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出そうとしています。国民の必要としない制度に固執し、マイナンバーカードを押し付けるやり方は改めるべきです。補正予算はマイナンバーカードの大幅な普及に増長し、個人情報の流失の危険を増幅させるものです。また、田口線車両の輸送には、500万円要をかけ、歴史民俗資料館（仮称）建設にさらなる浪費を増やします。以上の理由により、本補正予算に反対します。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 加藤 賛成の立場で討論をします。マイナンバーカードについては、国の施策であると同時に、法律的な管理、責任の運用管理等について有効なものであるという事象に基づいて立証されているということで。個人情報の流失にかかわっては最大のセキュリティをもって現在対応されているというふうに考えております。そうした意味で、町がマイナンバーカードの取得にかかわって、こうした住民にとって便利な施策を行ったことについて、賛成をしていきたいと思っております。それから田口線車両の輸送業務について、ですが、田口線車両自体が大変貴重な文化財であることをもって、こうした輸送、または展示について大変こだわりをもって町が行っているということについて、そうした貴重な文化財等を保護する町の立場として、当然であるという意味で賛成をしたいと思っております。以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

議長 これで、討論を終わります。議案第86号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第86号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第87号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第87号について、採決します。採決は、起立によっ

て行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第88号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。

議長 議案第88号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第89号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。

議長 議案第89号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第90号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。

議長 議案第90号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 請願第2号「現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の採択を求める請願書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。請願第2号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議長 請願第2号は、委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

議長 日程第16「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 それでは、設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。令和元年12月11日（水）10時よりここ議場において設楽ダム対策特別委員会を開催いたしました。役場からは町長ほか7名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは須賀所長ほか13名、愛知県豊川水系対策本部からは城戸事務局長他4名の出席、また議員は全員出席でありました。挨拶ののち、審査事案としまして、所掌事務の調査を行いました。「（1）設楽ダム建設事業の進捗状況について」を国土交通省より説明を受け、その後質疑をいたしました。質疑は2件でありました。次に「その他」について質疑を行い、質疑は6件ありました。そののち、現地視察いたしまして、廃棄岩骨材運搬路・山村都市交流施設建設予定地の視察を行い、終了いたしました。詳細につきましては議事録を配布してありますので、一読をしていただきたいと思います。終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第17 報告第14号「専決処分の報告について」と日程第18 報告第15号「専決処分の報告について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 報告第14号、および第15号の特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事に係る専決処分の報告について一括で説明します。この2件は、平成31年3月25日の3月議会最終日に、工事請負契約の変更の議会議決をいただきました、平成30年度繰越明許費である田口地内の公共下水道管渠布設工事ですが、このたび設楽町長の専決事項の指定第1項に該当する、300万円以下の契約金額の変更が生じたので地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年12月11日に別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

それでは、報告第14号「専決処分の報告について」本件の公共下水道事業管渠布設工事（H30-4）につきましては、町道等における施工の安全確保のため、交通誘導員を84人増員したことにより、本年3月議会による契約金額56,182,680円

から58,356,280円に2,173,600円を増額する変更であります。

続きまして報告第15号「専決処分の報告について」本件の公共下水道事業管渠布設工事（H30-6）につきましては、町道における施工の安全確保のため、交通誘導員を72人増員しましたが、既設水路を横断する管渠布設工8.8mを推進工から開削工法に変更したため、本年3月議会による契約金額61,863,480円から59,572,800円に2,290,680円減額する変更であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。報告第14号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田（文）安全に万全を期していただくのはありがたいですが、交通誘導員の人数について、大幅な増になるということは最初から見込めなかったのかどうか。

生活課長 交通誘導員につきましては、当初の設計で計上しとるんですが、今副町長から説明ありました、H30-4の工事H30-6の工事、それからH30-1、H30-5の工事もそうですが、工期の延長と、今回の下水道工事というのは、簡易水道の排水管の工事と、それから県が発注してる下水道の工事、3本の工事を調整しながら工事を進めていますので、なかなか思うように工期内に進まないということで、工期が少し延びてしまう、工期が延びれば延びるだけ、工事をやっている期間中は両サイドに交通誘導員が設置しなければなりませんので。そういうことで工期が延びてしまうと交通誘導員も増えてしまうと、これは協議するわけですが、昔ですと信号機でということもあったのですが、今は人で誘導するというのが、警察からの指示がありますので、交通誘導員をもって工事を進めておりますので、安全に進める上で、安全な通行を誘導するために適正な交通誘導員を設置したものであります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長 これで質疑を終わります。報告第14号は終わりました。

議長 報告第15号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。報告第15号は終わりました。

議長 日程第19 議案第91号「工事請負契約の変更について」と日程第20 議案第92号「工事請負契約の変更について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第91号および第92号の「特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事に係る工事請負契約変更について」を一括で説明します。本議案は2件とも平成30年度繰越明許費とする田口地内の公共下水道管渠布設工事でありまして、平成31年3月25日の3月議会最終日において、設楽町議会の議決に付るべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する50,000千円以上の工事に該当したことにより、当時請負契約変更に係る議会議決をいただきましたが、このたび一部契約に変更が生じたので、当条例に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、この2件の議案に係る工事内容につきましては、施工位地図に記載していますので参考にしてください。

議案第91号「工事請負契約の変更について」本議案の公共下水道管渠布設工事

(H30-1) につきましては、国道等における施工の安全確保のため、交通誘導員を大幅に増員したことにより、本年3月議会による契約金額56,896,560円から61,991,760円に5,095,200円増額する変更であります。

続きまして、議案第92号「工事請負契約の変更について」本議案の公共下水道管渠布設工事(H30-5)につきましては、次の3点の変更事項によるものであります。1点目は、町道における施工の安全確保のため、交通誘導員を大幅に増員したこと。2点目は、既設水路を横断する推進工の施工にあたり掘削したところ、礫、湧水が多かったため、現地状況に適合する推進工に変更したこと。3点目は、夜間の交通確保のため立杭工を覆う費用を計上し、通行可能としたこと。以上の事項により、本年3月議会による契約金額56,683,800円から70,342,500円に13,658,700円増額する変更であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第91号の質疑を行います。質疑はありますか。

3加藤 先ほど、ほかの議員からも質問があったわけですが、交通誘導員がこの2件に関して倍になっているのは、ほぼ工期が倍に伸びたというふうに理解してよろしいでしょうか。

生活課長 H30-1の工事につきましては、当初計画は7月18日から平成31年3月28日まででした。それから工期の方を8月30日までずらして、そのあと12月25日まで工期を延長した経緯があります。3月の議会でも説明しておりますが、工期延期については、先ほど言ったような理由から工期の延長をさせてもらっているところですが、さらに、このH30-1の工事現場につきましては、田口小学校のプールの方からおりてきて、国道257線を渡ってまた田口中学校の校舎に向かったところですが、町道と国道のあいだを施工しているものですから、かなり誘導員が多くなる。通常ですと一路線に上下に2人、真ん中に1人、3人くらいいるんですが、ここについては国道をまたぐ、それから誘導員が一日に複数名設置が必要となりまして、工期が伸びたことと、現場で誘導員が安全に車両、歩行者を誘導するために動員されたことによって、他の工事現場よりも交通誘導員が多く必要になったというのがあります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9山口 ちょっとおたずねいたしますけど、だいたい人件費でこれだけの補正がでているわけですけど、9号、10号、人件費の数を補正の額で割っていきますと、だいたい単価が、25,876円の金額がでますけど、10号は72人の増で、91号のほうは352人工が増になって500万の予算増で、単価計算すると14,000円。約一万円人件費が差があるわけですけど、仕事内容の問題なのか、それとも契約会社が違うのか、その辺の補足説明をお願いしたいと思います。

生活課長 みなさんのお手元の方にお示しした変更内容の理由は、主だったもので交通誘導員ということで説明させていただいておりますが、交通誘導員の単価は直工ですと一人あたり12,100円という直工ですが、それに諸経費がからみますので、12,100円が1.5倍から1.6倍になるのですが、当然変更となりますと、当初の設計金額だしてくる、請負金額というのがこれに加算されてきますので、工期によって請負率が違いますので、そこで同じ単価であっても、例えば10,000円であっても9割で入札したとこと、8割で入札したところとですと、10,000円が9,000円になってしまう工事と8,000円になってしまう工事がありますので、そうした現行においてはそういう現象が生じてきますので、

で、工事においては全く同じ金額で変更されることはないということはまず御理解していただいて、それからすべてが交通誘導員の関係で変更がされているものではありません。先ほど副町長からも説明ありましたように、大きな、今H30-1の工事ですと、誘導員のほうがほとんどのウエイトをしめていますが、H30-5の工事につきましては、交通誘導員の増加もありますが、施工方法が、通常ですとユンボで開削して土を掘る、そこに下水道管を入れていくわけですが、このH30-5の工事については、一部施行方法を小口径の推進工法という工法に変えた経緯がありますので、そしてその分が工事金額が増えたというところもありますので、その辺を御理解していただきたいと思えます。

9 山口 今の説明のとおり、専決においては主な変更理由について、施工の内容をちょっと変えた、あとはそれとプラス人件費、交通誘導員とございますが、その前の9号と、先ほど言いました議案91号ですか、においては変更内容が交通誘導員を増員するだけの記載しか書いてなくて、一人単価の差額がこれだけ違うのかと、いうのがちょっと理解できなかったものですから、その点もう一度、人件費としてこれだけ違う、またそのあとに違う工事も入っているよということであれば、なんで記載していないのかという御回答をお願いします。

生活課長 細かなことまで、変更内容を記載させていなかったことは申し訳ございません。変更内容についてまず、H30-4 専決第9号で詳しく説明させていただきますと、先ほど言った交通誘導員は84名が増加しています。そのほかのところ、下水道管の管渠延長が16m、当初が1,082mですから、これが1,098mに16m延長を伸ばしております。それから細かいところだと、1号マンホール、直径60cmのマンホールですが、これが一箇所増えております。それから取付けの公共柵なども14箇所ほど増えているということがあります。その増減については、示しておりませんが、みなさんの資料のほうの専決第9号の図面のところの工事概要、一番下の工事内容のところにはそのへんの数字は載せさせていただいておりますが、増減は書いていなかったのもので申し訳ございません、わかりにくかったと思います。今後はこういった資料については注意して記載していきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(文) 質疑ではなく、確認です。議案91号のほうの、変更内容が交通誘導員の増と管渠延長と御説明があったのですが、交通誘導員を84名増やしたということについては、計算が合わないから訂正されたほうがよいのではないかと。

生活課長 申し訳ありません。84名増えたのはH30-4の工事でありまして、専決第9号のほうであります。議案91号のほうにつきましては、誘導員は362名増えております。で、細かなところでは、議案91号の変更にあたりましては、主には交通誘導員が362名増えているわけですが、細かなところだと、管延長が当初が865mですが、出来高としては842mで延長が23m短くなっています。それからマンホールについては、2箇所増やしております。そして、公共柵については、2箇所減という、そうした小規模な変更も記載されていませんでしたので、今後は図面のほうには、変更前と変更後がわかるような図面にしたいと思えますのでよろしくお願いたします。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なし)

議長 これでは質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。

議長 議案第91号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第91号は、原案のとおり、可決されました。

議長 議案第92号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第92号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第92号は、原案のとおり、可決されました。

議長 日程第21 議案第93号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第93号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」について説明します。今回の補正予算は、継続費のみの補正でありまして、歳入、歳出の増減はありません。なお、今年度の出来高の精緻に若干時間がかかって初日に計上できませんでしたので申し訳ありませんでした。

第一条継続費の補正については、1ページの「第1表 継続費補正」をお開き下さい。今回の継続費補正は、当初予算で計上した総額及び年割額について、各年度における支出額の許容額を示していますが、このたび本年度の出来高等を精査し、総額で77,132千円の増額が生じたので、補正予算を計上するものがあります。主な増額の要因としましては、次ページの参考資料を見ていただきたいと思います。大きく2点ありまして、1点目は展示物作成委託の増額であります。これは平成29年度に契約し、30%分の77,760千円を前払金として支払いました。平成30年度は出来高として40%、103,680千円を見込んでいましたが、入札の不調等もあり、建築工費の進捗状況をふまえることとしたため、30年度における部分払いを執行しなかったことにより、この40%に該当する分を最終年度の令和2年度に追加計上することによるものであります。2点目は初日の補正予算でも御説明しましたように、田口線車両の輸送業務委託を17,194千円を新たにこのたび継続費として追加計上することによるものであります。なお、建築工事費については一年遅れましたものの、平成30年度において、工事費を見直し、契約したのち、前払金を40%支払ったことにより、2年度分の継続費としては減額となっています。従いまして、本年度の執行見込額、及び2年度の事業費にかかる継続費の総額、及び各年度の年割額をこの表のとおり計上するものであります。また、歴史民俗資料館(仮称)全体としましては、本年度中に外構工事及び田口線の車

両展示施設建設工事を契約するとともに、この継続費費用ほか、本年度においては浄化槽工事、2年度においては駐車場舗装工事、奥三河郷土館田口線車両の施設の解体工事、及び備品購入事業等を単年度の事業として計上してまいります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第93号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第93号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第93号は、原案のとおり、可決されました。

議長 日程第22「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第23「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。
令和元年第4回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 10時 19分